

佐 久 市

子ども環境形成ガイドライン

1 ガイドライン作成の趣旨

1

佐久市では、「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標の一つとして、「子育てのトップランナー」を目指すことを掲げ、各種子育て施策に取り組んでいます。

本市の子育て施策の特長をさらに高め、若い世代をはじめ多くの方に選ばれるまちを目指すため、本市の地域性や風土を生かし、子どもが健やかに成長でき、子育て世代が安心して子どもを生み育てられる「子どもにとってより良い環境」の形成を目指すものとします。

佐久市子ども環境形成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、子どもの成育環境の観点から、「子どもにとってより良い環境」の形成に向け、主に子どもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や公共空間※の使い方などをまとめた推奨指針として策定するものです。

本ガイドラインは、主に子どもが利用する公共施設の整備や更新において活用することを基本とし、市単独事業の場合は予算の範囲内で、国・県の補助事業においても整備基準の範囲において活用します。

また、本ガイドラインに基づき整備された公共空間等における「子どもにとってより良い環境」が、家庭生活などの子どもの様々な生育環境や他の施設にも広がることを期待して策定します。

なお、本ガイドラインは、公益社団法人こども環境学会の支援を受けて作成したものです。

※公共空間とは、公共建築物、駅前広場、公園などの公共施設のうち、市民等が利用する空間



2 子育て施策の現状と課題

佐久市では、「第二次佐久市総合計画後期基本計画」の重点プロジェクトⅡ戦略5に「新時代に対応する『子育て・教育環境』の充実」を掲げるとともに、「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「結婚・出産に先んじて子育てのトップランナーを目指す、佐久市における『ひと』の創生」を基本目標の一つとして掲げ、現在、140を超える子育て支援施策などにより、安心して出産、子育てができる環境の整備を図っています。

主な施策としては、働きながら子育てをしている家庭の生活支援及び子どもたちの健全育成のため、1小学校区1児童館の基本方針のもと、市内小学校区全てに児童館を整備し、児童館を地域の子育てネットワークの核として、様々な子育て支援施策を展開しています。

また、就学前の乳幼児とその保護者向けに「子育てサロン」や「つどいの広場」などの事業を行い、子育てに関する相談対応や情報交換、交流、あそびの場を提供しているほか、市内15の公立保育所において、多様化するニーズに対応する保育サービスを実施しています。

さらに、子どもたちの、科学的探究心や自発的・創造的実践活動をととして未来への夢を育み、健全な育成に資することを目的とした「佐久市子ども未来館」の運営なども行っています。

このような中、令和3年6月に市が児童手当受給者を対象に行ったアンケート調査では、8割以上が核家族となっており、地域のつながりの希薄化などの社会環境の変化も含め、身近に相談できる人や頼れる人がいないことによる子育て家庭の不安感、負担感の増大が懸念されます。

そのため、「あそび」を通じて、子どもの健全な成長や知的好奇心を育むことができる場を整備するとともに、妊娠から出産、子育てに関する様々な相談に各種専門職員がワンストップで対応し、「対話と傾聴」により、子育て家庭に「信頼と安心」を届けられる子育ての拠点支援施設の整備を進めています。

また、全19館ある児童館は、建設から20年以上経過する館が半数以上を占めているほか、小学校から距離が離れている児童館もあります。また、公立保育所15園中9園も築年数35年を超え老朽化が進んでいます。各施設の集約化と合わせて、老朽化への対応を行っていく必要があります。

以上のとおり、今後、子育てに関する施設の新たな整備や更新が必要となる中、「子育てのトップランナー」として、子育てに関する施設はもとより、その他の公共施設や公共空間を含め、「子どもにとってより良い環境」の形成を実現するため、その指針となるガイドラインの策定が必要です。

3 対象となる子どもの定義

3

本ガイドラインでいう「子ども」は、主に小学生以下を対象とし定義します。

【子どもの定義（参考）】

(1) 世界的には（UNICEF：ユニセフ）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) UNICEF」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。
18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

(2) 日本の法律では

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日号外法律第77号）

いわゆる「認定こども園法」です。第2条第1項で、「この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。」とされています。ただ、この法律は幼稚園と保育所の特徴を兼ね備えた施設である「認定こども園」について定めた法律なので、対象者も小学校就学前の人ということになっています。

イ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第6条第1項で、「この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

この法律は、少子化が進む中で、子どもや保護者を支援することを定めている法律で、対象者は18歳になった後最初の3月31日まで、つまり18歳になる年度の終わりまでの人を「子ども」と呼んでいます。

なお、前述の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」で「子ども」とされていた人が、この「子ども・子育て支援法」では「小学校就学前子ども」と定義されています。

ウ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年8月30日号外法律第107号）

第3条第1項で、「この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

ここでも、18歳になる年度までの人を「子ども」と呼んでいますが、それに続いて、日本国内に住所があるか、留学などの理由で国外にいる人という要件がついています。

エ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年3月31日号外法律第19号）

第3条第1項で、「この法律において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」となっています。

※法律で使われる用語の定義は、それぞれの法律の趣旨や政策の内容によって異なりますが、「子ども」という言葉は、最高でも18歳の年度までの人を指しています。

佐 久 市

子ども環境形成ガイドライン

～基本方針～

4 「子どもにとってより良い環境」を形成するための3つの基本方針

佐久市は、「子どもにとってより良い環境」を形成するために、主として、「あそび」のための環境づくりを推進します。「あそび」のための環境づくりを進めるに当たっては、本市の特徴を生かすため、「HYGGE」的思考による環境づくりを推進します。また、子どもに配慮した「あそび」のための環境づくりにより、あらゆる人にとってより良いまちの形成につながる環境づくりを推進します。この3つの基本方針に基づく環境づくりにより、将来像として、「あそび」のまち、「HYGGE」のまち、「やさしい」まちを目指します。

1 「あそび」のための環境づくり ～「あそび」のまち～

子どもの創造性、社会性、感性、身体性は、「あそび」によって能力が育つことから、本市の風土や歴史を踏まえ、子どもにとってより良い未来の創出につながるあそび（学び・育成）の環境を創出する取組を推進します。

2 「HYGGE」的思考による環境づくり ～「HYGGE」のまち～

子どもを取り巻く環境やそれを支える日々の豊かな暮らしに、「HYGGE（ヒュッゲ）」の考えを導入し、物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさを重視した環境形成を推進します。

HYGGEとは：「今あるものに感謝し、ほっとくつろげる心地よい時間、またはそんな時間を作り出すことによって自然と生まれる幸福感や充実感、そして暮らしを楽しむ姿勢」などの意を表すデンマーク人が大切にしている価値観や心の持ち方

3 あらゆる人にとってより良いまちの形成につながる環境づくり ～「やさしい」まち～

子どもに配慮した安心・安全な環境づくりにより、高齢者や障がいのある方などあらゆる人にとって利用しやすく、多くの人が集い、賑わいの生まれるより良いまちの形成を推進します。

4 「子どもにとってより良い環境」を形成するための3つの基本方針

(参考)

「あそび」の重要性

全ての子どもは、あそぶ権利を持っています（国連・子どもの権利条約第31条）。

子どもの心と体は、あそびの中の様々な体験を通じて健全な成長を遂げていきます。身近な自然との付き合いの中から生き物の大切さを、集団あそびの中から社会性を学び、生涯に渡って活かされる大切な基盤を築き上げていきます。

しかし、現代社会においては、都市化や情報化の進展によって、子どもの生活空間の中に自然や広場などといったあそび場が少なくなる一方で、テレビゲームやインターネット等の室内のあそびが増えるなど、偏った体験を余儀なくされています。

また、少子化、核家族化の進行により、子ども同士が集団であそび、互いに影響し合って、様々な体験をする機会が減少しています。

私たちは、子どもにとっての遊びの重要性を再認識し、「あそび」のための環境づくりを進めていく必要があります。



5 「あそび」のための環境を整備するための重要な機能 「安心安全基地」

「あそび」のための環境を整備する上で、公共空間が、愛情を持って子どもに寄り添い、見守ってくれる居場所のような、子どもの豊かな成長と発達を支援する「**安心安全基地**」として機能することが重要です。「**安心安全基地**」は、子どもたちが好奇心を持って様々なことに挑戦し、また、困難に陥ったときに心を立て直してくれる人生を歩んでいくための拠り所となるものです。



「安心安全基地」として機能するための4つの重要な視点

「安心安全基地」として機能するためには、以下の4つの視点が重要です。

1 子どもの能力を育てる

子どもの健やかな成長を促し、生きる力を育むため、学力やIQといった認知能力のみならず、非認知能力（協調性、忍耐力、計画性、自制心、コミュニケーションなど、数値に表すことができない「生きていくうえで必要不可欠」な能力）を育てることが重要です。

2 市民が自由に使え、ほっとくつろげる

佐久市は、日照時間が長く、自然環境に恵まれ、開放的な空間が多い都市です。また、それぞれの地域で固有の歴史や文化があり、地域の魅力的な特徴となっています。この環境を生かし、安心・安全を確保する中で、市民が自由に使え、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを重視し、ほっとくつろげ、心地よいと感じ、愛着が持てる環境づくりが重要です。

3 多様なあそび・プログラムができる

本市の恵まれた自然、歴史文化を背景とした多様なあそび・プログラムの継承と創出は、子どもの健やかな成長の基盤となります。多様なあそび・プログラムを創出する空間と仕組みづくりを進めていくことが重要です。

4 自然を楽しむ

子どもは、自然と接し、遊ぶことで様々な能力を育てていきます。一方で自然には「危険」も伴いますが、その「危険」への対処を学ぶことも重要です。自然環境に恵まれた本市において、子どもの好奇心を伸ばし、五感を刺激し、自然に潜む「危険」にも対処しながら、様々な発見や創意工夫、学びを体験することが重要です。

佐 久 市

子ども環境形成ガイドライン

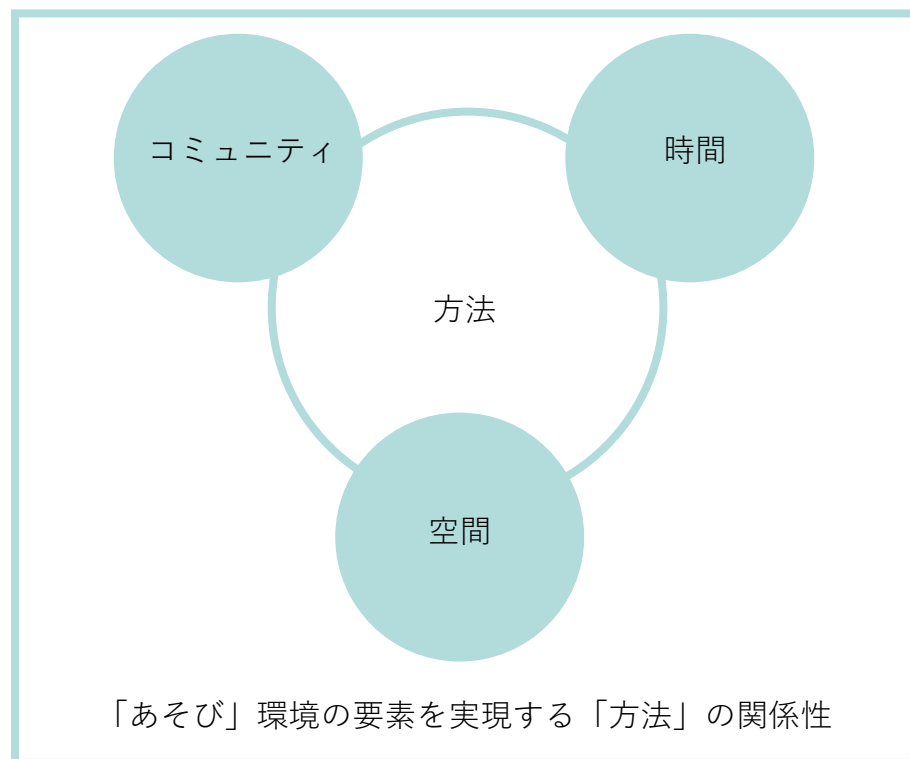
～具体的な要素と方法（実践編）～

6 「あそび」のための環境を整備するための具体的な要素と方法

(1) 「あそび」のための環境の構成要素

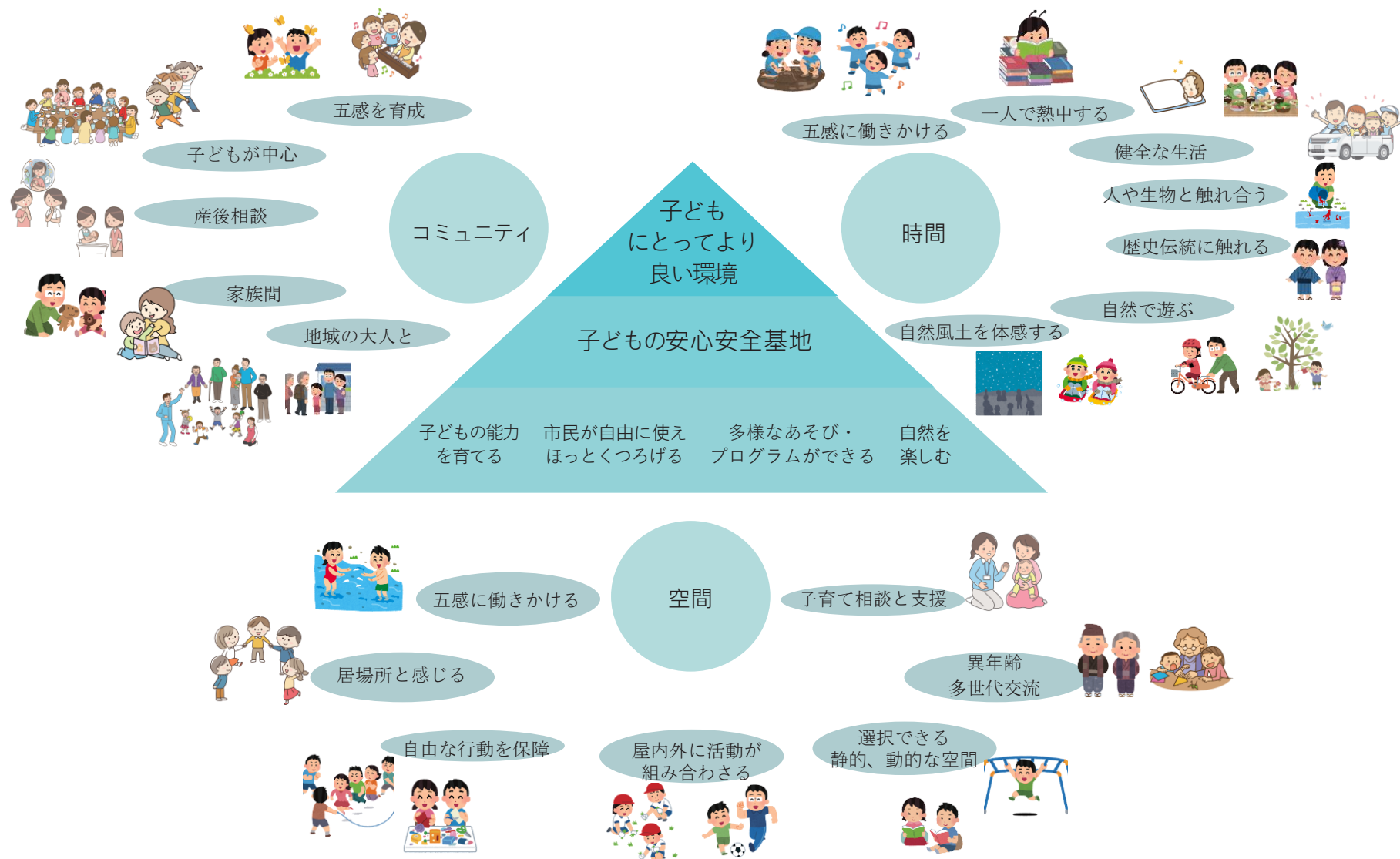
「あそび」のための環境づくりを推進するに当たっては、「あそび」環境を構成する、あそび「空間」、あそび「時間」、あそび「コミュニティ」、あそび「方法」の4つの要素に基づく環境づくりを進める必要があります。「方法」は、「空間」「時間」「コミュニティ」の3つの要素を実現する「方法」という関係性になっています。

「あそび」のための環境の構成要素



(2) 「あそび」のための環境を整備するための具体的な方法

次に、「あそび」のための環境を整備するに当たって、「安心安全基地」として機能するための4つの重要な視点から、あそび「空間」、あそび「時間」、あそび「コミュニティ」を形成するために必要かつ具体的なあそび「方法」を記載します。



あそび「空間」

目指す「空間」

子どもを取り巻く社会的・都市的变化は、多様に、かつ劇的に変化しています。このような激変する環境の中で、子どものあそび「空間」は、個々の子どもの心身の健全育成に関わる機能のほか、子ども同士はもとより、異世代交流をも可能な社会生活の場、コミュニティの場としての機能を備えることが重要です。

子どもの五感に働きかける「空間」



五感とは、「味覚」「聴覚」「嗅覚」「視覚」「触覚」の5つの感覚のことです。人間は生まれながらこの五感を持って生まれてきますが、それらは非常に未発達のもので、子どもは発達段階ごとに快適と感じる規模感と五感の感覚が異なっているため、発達段階に応じた働きかけが必要です。

目指す「空間」

子どもが「自分の居場所だ」と感じる居心地の良い「空間」



子どもが主体となって、コミュニケーション、友達づくり、多様な体験等ができるよう、殺風景な空間ではなく、「自分の居場所だ」と感じられる、温かみがあり、居心地の良い「空間」をデザインする必要があります。

子どもの自由な行動を保障する開放的な「空間」



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が定められています。このような子どもの有する権利に基づき、子どもの自由な行動をどのように保障していくかが課題となっています。自由に意見を表したり、パフォーマンスを行ったり、団体的な諸活動を行ったりすることが可能な「空間」が必要です。

屋内外に活動が組み合わさっているあそび「空間」



あそび「空間」には、主に屋内と屋外がありますが、例えば、屋内施設は、各フロアが立体的につながる空間を形成し、屋外のあそび場では、工夫された遊具とともに自然とふれあいながら遊べる空間が整備され、これら屋内外が大屋根で覆われた全天候型施設があります。このような屋内外に活動が組み合わさっているあそび「空間」の整備も必要です。

子どもが選択できる静的な「空間」と動的な「空間」



子どものあそび行動が常に運動を伴うとは限りません。物をつくったり、本を読んだりするためには静かな空間も必要です。子どものあそび行動には動的な、そして音が出る、少し騒がしい音環境の場合と、静かに集中し、没頭するやさしい音環境の両方が必要です。そして、それが適切に混ざり合う、多様で選択可能な環境が大切です。多様なあそび行動を可能とする空間整備が必要です。

異年齢や多世代の人々と交流できる「空間」



子どもは、様々な世代、立場の人と交流する経験を通じて、社会性、コミュニケーション力、自己肯定感を高めていきます。

この体験は、昨今のように、多様性が当たり前の社会を生き抜いていく上で必要となるお互いを知り尊重し合う精神を醸成することにつながります。

このような子どもの成長を豊かにする異年齢や多世代の人々と交流できる空間の創出が必要です。

子育てに関する相談や支援を行う「空間」



近年、不登校、ひきこもり、いじめ、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、少年非行などの様々な問題が発生しています。こうした背景には、核家族化や都市化の進行により、個人の価値観の多様化、家庭や地域における人間関係の希薄化など様々な要因が複合的に錯綜しているものと考えられます。

これら家庭内の諸問題に対しては、相談内容の複雑・深刻化により、緊急かつより高度な専門的対応が求められるケースも増加しています。個人のプライバシーに配慮した相談しやすい空間創出を図っていく必要があります。

「空間」をつくるための運営体制

あそび「空間」やその他子どもが関与する様々なプログラム、活動においては、子ども視点による運営を行えるよう、子ども自身の運営への参加や、子どもを支援する有識者や専門家との連携などにより、運営体制を整備することが重要です。

子ども参画によるルール作り



子どもは未来をつくっていく担い手であり、まちづくりをはじめ、様々な活動に積極的に参画し、考え、意見を述べ、大人とともに課題解決を図ることにより、当事者感覚の醸成と大きな成長が期待されます。そのため、プログラムなどのルールづくりや運営に子どもが参画する仕組みが必要です。

子どもの成長の支援を提供する運営



子どもの健康・成長の支援、子どもの貧困に対する対応、子どものひきこもりや自殺に対して積極的に対応する仕組みづくりと具体的な対応策を実施する必要があります。そのためには、佐久市の豊かな自然と多様な人材、コミュニティ活動との連携を図りながら、新たな子どもの成長を支援するコミュニティの形成を進めることにより、子どもの成長を地域で見守り、地域で支援する体制づくりを行っていく必要があります。

「空間」をつくるための運営体制

プレイリーダー、シニアボランティアによる運営



子どもたちのあそびに関する「やりたい！」
「教えて欲しい！」「手伝って欲しい！」などの
要望に対して、タイムリーに機会を逸することなく
対応することが重要です。そのため、専門的な
知識を有する人やよく訓練され、豊富な経験を積
んだプレイリーダーが、子どもの自主性を重んじ
ながら的確に支援を行うことが望めます。また、
昔ながらのあそびやまつり、風習などの知識や体
験を有するシニアボランティアを募り、子どもの
あそびをより豊かにしていくことも重要です。

定期的な施設点検による安全な運営



施設や設備の安全性については、専門家による十分な検査と指導によって定期的な点検を行ない、安全な運営に繋がります。

「空間」をつくるための運営体制

自然環境や周辺施設と連携した運営

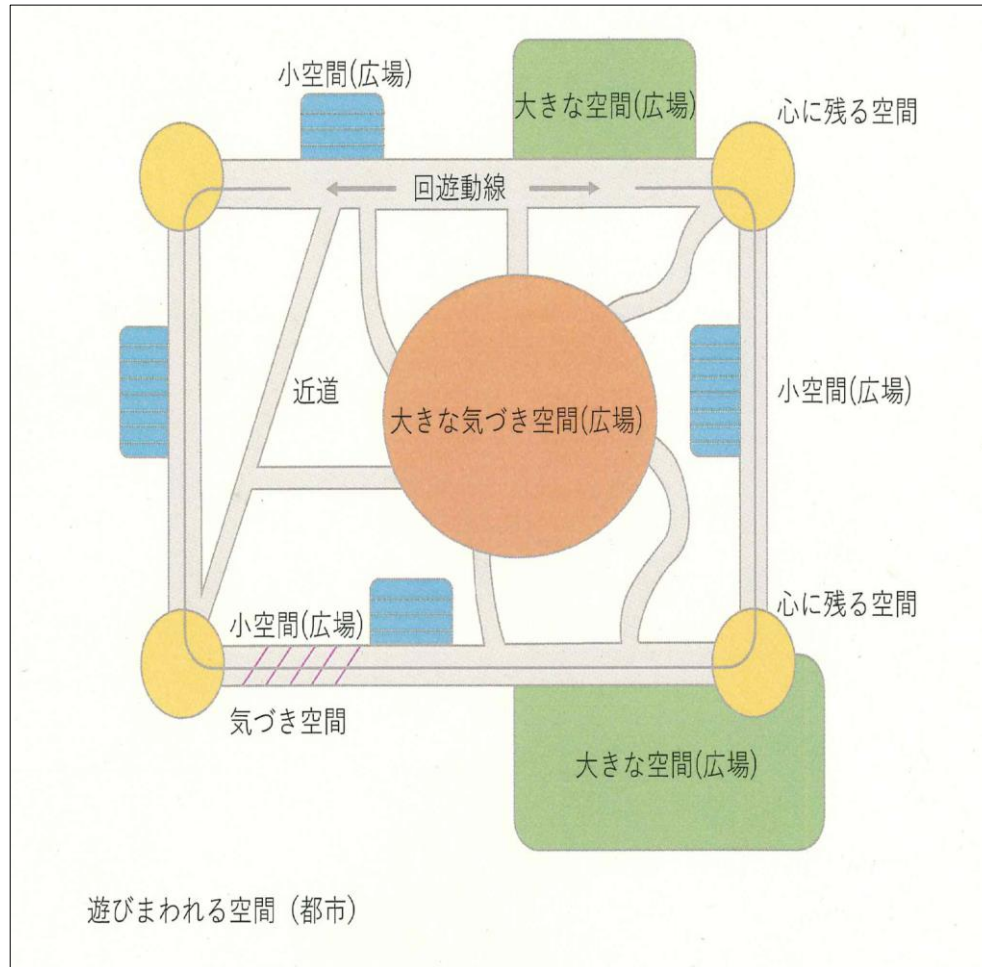


自然環境や様々な公共施設の諸機能をうまく連携させることで、また、場合によっては民間施設とも連携することで、子どもを取り巻く環境においてこれまでになかった新たな魅力ある空間、仕組み、時間を創出していくことも必要です。

「空間」をつくるための建築・都市イメージ

あそび「空間」を整備するための具体的な建築・都市イメージの例を示します。

● あそびまわれる空間(遊環構造)を持つ



あそびまわれる空間（遊環構造）を構成する7つの要素

- ①回遊性を持つ
- ②回遊性のある空間は安全で変化に富んでいる
- ③あそびまわれる空間（遊環構造）の中心に心に残る空間、場がある
- ④気づきを体験できる空間、場、部分がある
- ⑤近道（ショートカット）ができる
- ⑥回遊性のある空間に広場、小さな広場などがとりついている
- ⑦全体が多様な空間（例：大きい小さい、長い短い、高い低いなど）で構成されている

「空間」をつくるための建築・都市イメージ

- 多様な施設や環境が近接しネットワークできる施設配置とする
- 身近な自然が子どもの五感を刺激し、子ども行動が多様になる半屋外・屋外の自然活用(ランドスケープ)が行われる場
- あそびを誘発し交流が生まれやすいよう低層な建築とする
- 大きな空間だけでなく、小さな空間を設ける
- 子どもが魅力的に感じる「別所」「高所」「閉所」を設ける
 - 「別所」とは、区画され他の部分と差別化されたところ
 - 「高所」とは、高く、視点が変わる場所
 - 「閉所」とは、囲われた閉鎖的な子どもが隠れることのできる場所
- 安心安全にあそぶことができるための空間の仕上げや工夫
- 創造活動のための道具や材料を豊富に用意する



あそび「時間」

目指す「時間」

ITメディアとの接触時間が増えることにより、外あそびなどの遊ぶ時間が減少し、あそび「時間」の確保が課題となっています。子どもの健やかな成長を促す多様なあそびを体験できるあそび「時間」を創出する必要があります。

子どもの五感に働きかける「時間」



五感は、外からの様々な刺激を受けることで発達し、日常生活の中で程よい穏やかな刺激を繰り返し受けることで、徐々に発達していきます。五感の発達には、1つの動作で様々な感覚を刺激することが理想的です。特に、あそびは五感に様々な刺激を同時に与えるものであり、このような時間を積極的に確保していく必要があります。

佐久市の豊かな自然で五感を刺激することは、子どもの成長にとって非常に有意義であることから、本市では、様々な機会を通じて、子どもの五感に働きかける「時間」と機会を創出に努めます。

一人で熱中する「時間」



人間の赤ちゃんは、生まれながらにして知的好奇心にあふれています。子どもは成長するにつれ、その知的好奇心はやがて強い興味や熱中につながっていきます。様々なことに熱中することにより得られた達成感や成功体験は、子どもが学び、育つことそのものになります。この熱中する時間を子どもたちに持たせるきっかけとなる仕掛けづくりやその持続的な活動を支援することが重要です。

睡眠を含む健全な生活「時間」



ほかの生き物が生まれてすぐに動いたり食べたり排泄したりという生命活動が可能なのに比べ、人間の赤ちゃんは、親や保育者の支援による習得が必要です。

子どもが健全に成長するために、幼少期に「基本的生活習慣」を身につけることが重要です。また、心と体の健全な発育のために、この「基本的生活習慣」、「食事」「睡眠」「排泄」「清潔」「衣服の着脱」などの適切な時間の確保やこれらの適切な生活リズムの習得が重要です。

目指す「時間」

人(親子・子ども同士)や生物との触れ合い体験をする「時間」



子どもの成長は、まずは体づくりが最優先ですが、頭や心の成長も重要です。新生児は、触覚や皮膚感覚から発達が始まるので、スキンシップは非常に重要とされています。また、子どもの体と心をバランスよく育てていくためには、親子や子ども同士のスキンシップや自然、生物との触れ合いを十二分に体験し、露出した脳と言われている皮膚から、様々な情報や知識をしっかりと体感し吸収することが重要です。

歴史伝統に触れる思い出をつくる「時間」



都市化、核家族化、生活環境の変化が進む中で、昔ながらのあそび集団は減少し、近隣社会も希薄化するの中で、地域性に根差したあそびや児童文化活動の衰退が課題となっています。伝統的な児童文化を知る高齢者の参加も得ながら、その伝承と新しい時代の児童文化を育んでゆく機会の創出を図っていく必要があります。

自然(外)あそび「時間」



外あそびは、テレビゲームやインターネットなどの室内あそびよりも多様な刺激が多く、幼児期の脳の発達に良い影響があり、特に認知能力（空間能力）が伸びることで知育面や学習面において効果が高いと言われています。また、テレビゲームやインターネットなどが受動的であるのに対して、外あそびは、子どもたちが自身で遊んだり、子どもたちが自主的にあそび方を決め、限られた人・限られた物で工夫して楽しく遊んだり、想像力や発想力が鍛えられることが期待できます。

佐久市の自然や風土を体感できる「時間」



本市は、浅間山や八ヶ岳などの山々に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた都市です。また、年間を通して降水量が少なく、晴天率が高く、四季折々の魅力的な景色や気候風土に特徴があります。この恵まれた自然環境の中に身を置き、「あそび」を通じて、自然や風土を体感し、楽しむことが地域への愛着を醸成することにつながります。



「時間」を大切にする行為行動

あそび「時間」を創出するための「時間」を大切にする具体的な行為行動の例を示します。

- 全身を使ったあそびを行える公園や広場の活用を促す
- 子ども向け公共施設の魅力をアップし、佐久市について学び、子どもの興味関心を伸ばす
- 読書や読み聞かせなどの習慣付けを促すことで、静かな場所で集中する経験を増やす
- 児童館など子ども同士が会える場を利用し、子どもたちのあそびを活発にする
- 地域の伝統に触れ、愛着を持ってもらうために、伝統行事への子どもの参加を促す
- 本市の気候、風土を生かした昔ながらのあそび体験ができる機会をつくる(凧あげ、雪あそび、川あそび、星空を見る会、つららや霜柱であそぶなど)



あそび「コミュニティ」

目指す「コミュニティ」

人口減少、少子高齢化が進行する中で、あそびを通じて、子ども同士や様々な大人との接触によりコミュニケーション能力をはじめ、コミュニティ感覚、協働意識などの社会性を身に付けられるあそび集団、仲間の形成が重要です。

子どもの五感を育成する「コミュニティ」



幼少期の未発達な五感は、外からの刺激を受けることで発達しますが、五感を刺激することで子どもに豊かな発想力・直感力や危機回避能力も身につくと言われています。

この五感の発達を促すために佐久市の豊かな自然を生かした体験活動型コミュニティの形成が望まれます。子どもたちが、自然の中で五感を使って創意工夫をしながら、生き生きと、挑戦し、遊ぶことができる空間やコミュニティづくりが必要です。

これらの空間、コミュニティ（プレイパークなど）においては、優れた指導的立場の「大人（プレイリーダーなど）」の存在が大切です。

目指す「コミュニティ」

子どもが中心となった「コミュニティ」



子どもは、未来を担う主役です。長らく我が国の教育現場では、知識や理解を重要視してきましたが、今後の激変する厳しい社会経済環境で生き抜いていくためには、主体性、自主性などの非認知能力を身に着けることが重要とされています。そのためには、子どもが中心となって自ら考え、行動しながら、これら非認知能力を醸成していく「子どものコミュニティ」の形成が重要です。具体的には、佐久市の歴史風土を生かした「子どものあそびコミュニティ」や学校生活や地域活動の中で、適切な問題提起からその解決策を自ら考え、導き出し、実践していくといった「学習・体験型コミュニティ」の創出を図る必要があります。

産後すぐから関われる子育ての「コミュニティ」



母親は、出産後において疲労困憊であるとともに精神的にも不安定になりやすい状態にあります。一方、子どもにとっては、人生の心理的健康や「愛着」を形成する上で最も大切な時期であり、この時期の親子関係の質が子どもの長期的な社会的・心理的健康を本質的に決定づけるものになります。したがって、この時期における、母親の疲労回復、親子の愛着形成、親としての自立、子育て不安の解消（子育ての輪づくり）、社会復帰準備、孤立化防止などに対する支援が重要です。

これらの支援については、医師・助産師・保健師・看護師・保育士・栄養士・薬剤師・理学療法士・公認心理士・ファミリーサポーター・企業等の地域の様々な参加により、母親の産後の自立支援ホスピタリティと見守る力を有するコミュニティの形成が必要です。

家族間(特に父親)の「コミュニティ」



近年、子どもの発達・成長に父親が果たす役割が重要視されつつあります。父親が子どもの出生直後から子どもに十分に支持的に関与すると、子どもの言語や知的発達に良い影響があるといった研究もあります。また、スポーツのようなあそびを通じて、感情のコントロールや人との協力関係を子どもに教えることは、母親よりも父親の比重の方が大きいと言われています。子どもが社会と強固で良好な関係を確立できるように支援し続ける大きな役割も果たすため、特に父親の「コミュニティ」形成への参加は重要となっています。

地域の大人と子どもの「コミュニティ」



子どもの成長において、地域が大きな役割を担っています。家庭、教育・福祉機関などが地域の中でそれぞれの役割と責任を担い、互いに連携を図りながら、教育機関のみならず地域における「子どもの居場所づくり」、すなわち地域の子どもの成長を温かく見守り、支援していく大人と子どもの協働・連携の「コミュニティ」の形成が重要です。

また、核家族化や急激な社会情勢の変化に伴い、子育てに不安や困難を抱えている親が増加しつつあります。このような親に対して、地域で支える、地域全体で子どもと親を支援していく仕組みづくり、コミュニティづくりが必要です。

さらに、これらのコミュニティ活動に対応できる人材を発掘し、佐久市の自然の豊かさや伝統行事などの地域性に合ったコミュニティ活動を展開できるようにしていく必要があります。

「コミュニティ」を築く行為行動

あそび「コミュニティ」を築くための具体的な行為行動の例を示します。

- 子ども参画の機会を提供することで、子どもの自立的、自主的な環境づくりを支援する
- 子育てに関わる人が手軽に利用できるために、AI、ICT、スマートフォンを活用した子育て支援を充実させる
- 地元の学校に通う生徒や学生(佐久大学・中高生)と連携し、子どもから大人までのつながりを強くする
- 地域の伝統行事を守り、活用することで、地域を学び、愛着を持つ
- 佐久市だからできるあそびイベントを開催し、本市の気候(凍てつく寒さ・高い晴天率・朝晩の澄んだ空気)を楽しむ
あそびイベント例: 凧あげ、雪あそび、川あそび、星空を見る会、つららや霜柱であそぶなど
- 子育てに不安(子育てのモヤモヤ)を抱えている保護者を支援することで、誰もが安心できる環境をつくる
- お悩みワンストップの体制を整備し、あらゆる子育ての悩みを解消する
- 楽しい時間を過ごしながらかommunity形成ができるイベントを企画する

イベント企画例: 読み聞かせ、記念撮影会、あそび歌コンサート、子ども食堂、伝統的な子ども文化※を知る大人の参加も得ながら、今ある子ども文化の伝承と新しい時代の子ども文化をつくる

※子ども文化とは、子どもにしかないあそびや好みがつくりあげる文化のこと

